

平成27年第1回臨時会

鳴 沢 村 議 会 会 議 録

平成27年5月13日 開会

平成27年5月13日 閉会

鳴 沢 村 議 会

平成27年第1回鳴沢村議会臨時会会議録

平成27年5月13日、鳴沢村議会臨時会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番	三浦直樹	2番	渡辺圭一
3番	小林清一	4番	小林昭一
5番	渡邊政司	6番	佐藤博水
7番	三浦利雄	8番	小林利雄
9番	渡辺久男	10番	渡邊明雄

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡辺千秋 総務課長 渡辺伸一
税務課長 渡辺安司 企画課長 渡辺一博
福祉保健課長 渡辺英博 住民課長 木暮富人
振興課長 三浦寿得 会計管理者 佐藤政中

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡辺 積
議会事務局書記 渡邊 寛

7、会議事件

選挙第1 号鳴沢村議会議長選挙の件
選挙第2 号鳴沢村議会副議長選挙の件
選任第1 号鳴沢村議会常任委員会委員選任の件

- 選任第2 号鳴沢村議会運営委員会委員選任の件
- 選挙第3 号鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会議員選挙の件
- 選挙第4 号河口湖南中学校組合議会議員選挙の件
- 選挙第5 号富士五湖広域行政事務組合議会議員選挙の件
- 選挙第6 号青木が原ごみ処理組合議会議員選挙の件
- 選挙第7 号青木ヶ原衛生センター議会議員選挙の件
- 選挙第8 号山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の件
- 承認第1 号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件
- 承認第2 号鳴沢村国民健康保険条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件
- 承認第3 号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件
- 同意第2 号鳴沢村監査委員の選任に同意を求める件

8、本日の議事日程

(臨時議長)

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 選挙第1 号鳴沢村議会議長選挙の件
- (新議長)
- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 選挙第2 号鳴沢村議会副議長選挙の件
- 日程第5 選任第1 号鳴沢村議会常任委員会委員選任の件
- 日程第6 選任第2 号鳴沢村議会運営委員会委員選任の件
- 日程第7 選挙第3 号鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会議員選挙の件

- 日程第 8 選挙第 4 号河口湖南中学校組合議会議員選挙の件
- 日程第 9 選挙第 5 号富士五湖広域行政事務組合議会議員選挙の件
- 日程第 10 選挙第 6 号青木が原ごみ処理組合議会議員選挙の件
- 日程第 11 選挙第 7 号青木ヶ原衛生センター議会議員選挙の件
- 日程第 12 選挙第 8 号山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の件
- 日程第 13 承認第 1 号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件
- 日程第 14 承認第 2 号鳴沢村国民健康保険条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件
- 日程第 15 承認第 3 号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件
- 日程第 16 同意第 2 号鳴沢村監査委員の選任に同意を求める件
- 追加日程第 1 委員会の閉会中の継続調査の件

開会 午後4時02分

議会事務局長（渡辺 積君） 本日の臨時会にお集まりいただき、まことにありがとうございます。

議会事務局長の渡辺 積と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間は、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

ただいまの出席議員中、小林利雄議員が最年長であります。小林利雄議員に臨時議長をお願いいたします。

小林利雄議員、議長席に登壇をお願いいたします。

臨時議長（小林利雄君） ただいま紹介されました小林利雄です。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまから平成27年第1回鳴沢村議会臨時会を開会します。出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第1 仮議席の指定

臨時議長（小林利雄君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎日程第2 選挙第1号鳴沢村議会議長選挙の件

臨時議長（小林利雄君） 日程第2、選挙第1号鳴沢村議会議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（小林利雄君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（小林利雄君） 異議なしと認めます。よって、臨時議長が指名することに決定しました。

鳴沢村議会議長に渡邊明雄君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました渡邊明雄君を鳴沢村議会議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（小林利雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました渡邊明雄君が鳴沢村議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました渡邊明雄君が議場におられますので、会議規則第30条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、渡邊明雄君の議長就任の挨拶について、その発言を許

可します。渡邊明雄君。

新議長（渡邊明雄君） ただいま議長に指名いただきました渡邊明雄でございます。よろしくお願いいたします。

鳴沢村の豊かな発展と豊かな郷土、それから、福祉、健康にあふれた明るい笑顔のすばらしいまちにするために頑張りたいと思います。

4月から議会事務局長も先輩方のご努力により新しく配置していただきまして、新しい議会が格式あるものになったと思います。伝統のある鳴沢村議会、すばらしい運営ができるのではないかと思います。

議会運営に当たりまして、共栄共存、それから、中立公平、この姿勢で臨みたいと思います。

新米でございますが、緊張もしておりますが、微力でありますし、皆様方、先輩方の温かいご指導をいただきたいと思います。

これから一生懸命頑張る所存でございますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上でございます。

臨時議長（小林利雄君） 以上で、臨時議長の職務は全て終了いたしました。

渡邊明雄議長、議長席にお着き願います。

議長交代のため、ここで暫時休憩します。

休憩 午後4時06分

再開 午後4時08分

議長（渡邊明雄君） 出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を再開いたします。

ここで、報告事項を申し上げます。

地方自治法第121条の規定により、本日の会議に村長及び教育長に対し、説明員の出席要求を行いましたので、あらかじめご了承ください。

次に、本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第1 議席の指定

議長（渡邊明雄君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第2項の規定により、お手元に配布しました議席表のとおり指定いたします。

ここで、議席移動のため、暫時休憩いたします。

ただいま指定した議席へ移動をお願いいたします。

休憩 午後4時09分

再開 午後4時09分

議長（渡邊明雄君） 会議を再開いたします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

議長（渡邊明雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、三浦直樹君、渡辺圭一君を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

議長（渡邊明雄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

◎日程第4 選挙第2号鳴沢村議会副議長選挙の件

議長(渡邊明雄君) 日程第4、選挙第2号鳴沢村議会副議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

鳴沢村議会副議長に渡邊政司君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました渡邊政司君を鳴沢村議会副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名

しました渡邊政司君が鳴沢村議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました渡邊政司君が議場におられますので、会議規則第30条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、渡邊政司君の副議長就任の挨拶について、その発言を許可します。渡邊政司君。

新副議長（渡邊政司君） ただいま議長推選により副議長に当選しました渡邊政司です。よろしく願いいたします。

これから議長を補佐し、議会運営がスムーズに進むよう努力してまいります。

今、鳴沢村でも人口減少対策として地方創生が求められております。皆さんと議論を深めて、鳴沢村発展のために頑張っていきますので、これからもどうぞよろしく願いいたします。

◎日程第5 選任第1号鳴沢村議会常任委員会委員選任の件

議長（渡邊明雄君） 日程第5、選任第1号鳴沢村議会常任委員会委員選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長において、それぞれ指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

総務教育厚生常任委員に、渡辺圭一君、小林清一君、佐藤博水君、小林利雄君、渡邊明雄を、建設産業経済常任委員に、三浦直樹君、小林昭一君、渡邊政司君、三浦利雄君、渡辺久男君を、広報常任委員に、三浦直樹君、小林清一君、小林昭一君、渡邊

政司君、佐藤博水君を、予算決算常任委員に、議員全員を指名し、各常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎日程第 6 選任第 2 号鳴沢村議会運営委員会委員選任の件
議長（渡邊明雄君） 日程第 6、選任第 2 号鳴沢村議会運営委員会委員選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、議長において指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

議会運営委員に、三浦直樹君、小林昭一君、佐藤博水君、小林利雄君、渡辺久男君を指名し、議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

◎日程第 7 選挙第 3 号鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会議員選挙の件

◎日程第 8 選挙第 4 号河口湖南中学校組合議会議員選挙の件

◎日程第 9 選挙第 5 号富士五湖広域行政事務組合議会議員選挙の件

◎日程第 10 選挙第 6 号青木が原ごみ処理組合議会議員選挙の件

◎日程第 11 選挙第 7 号青木ヶ原衛生センター議会議員選挙の件

◎日程第 12 選挙第 8 号山梨県後期高齢者医療広域連合議

会議員選挙の件

議長（渡邊明雄君） 日程第7、選挙第3号鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会議員選挙の件から日程第12、選挙第8号山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の件までの6件の選挙を一括して議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会議員に、佐藤博水君、三浦利雄君、小林利雄君、渡辺久男君を、河口湖南中学校組合議会議員に、佐藤博水君、三浦利雄君、小林利雄君、渡辺久男君を、富士五湖広域行政事務組合議会議員に、三浦直樹君、小林昭一君を、青木が原ごみ処理組合議会議員に、三浦直樹君、渡辺圭一君、渡邊明雄を、青木ヶ原衛生センター議会議員に、小林清一君、小林昭一君、渡邊政司君を、山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員に、渡邊政司君をそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました諸君をそれぞれの一部事務組合議会議員選挙の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました諸君がそれぞれの一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま各一部事務組合議会議員に当選された諸君が議場におられますので、会議規則第30条第2項による当選の告知をいたします。

それではここで、選任された各常任委員会委員及び議会運営委員会委員は、委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

各委員会の正副委員長が決定次第、会議を再開いたします。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午後4時17分

再開 午後4時20分

議長（渡邊明雄君） 会議を再開いたします。

ここで、休憩中に各委員会で正副委員長の互選が行われましたので、就任された正副委員長をご紹介します。

議会運営委員会委員長、渡辺久男君、副委員長、小林利雄君、総務教育厚生常任委員会委員長、小林利雄君、副委員長、佐藤博水君、建設産業経済常任委員会委員長、三浦直樹君、副委員長、渡邊政司君、広報常任委員会委員長、佐藤博水君、副委員長、小林昭一君、予算決算常任委員会委員長、小林昭一君、副委員長、渡辺久男君。

以上の諸君が、それぞれの委員会の正副委員長に就任されました。

◎村長挨拶

議長（渡邊明雄君） ここで、村長より発言を求められておりますので、これを許可します。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 本日は、ご苦労さまです。

平成27年第1回鳴沢村議会臨時会を招集しましたところ、議員全員のご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

議員の皆様におかれましては、このたびの統一地方選挙において村民の皆様からの厚い信任を得られ、めでたくご当選されました。改めまして、心よりお祝いを申し上げます。

先ほどは、正副議長をはじめ、各常任委員、一部事務組合議会議員等の議会構成を滞りなく決めていただきました。どうか議員の皆様におかれましては、新議長のもとに結束されまして、さらなる村政発展のために特段のご尽力とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本臨時会でご審議をお願い申し上げる議案は、鳴沢村税条例の一部を改正する条例外2件の専決処分の承認を求める件と、鳴沢村監査委員の選任に同意を求める件でございます。内容につきましては、議案提案の際ご説明申し上げます。

簡単ではありますが、本臨時会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

◎日程第13 承認第1号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件

議長（渡邊明雄君） 日程第13、承認第1号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。税務課長。
税務課長（渡辺安司君） 承認第1号鳴沢村税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求める件につきまして、専決処分理由の説明を申し上げます。

この条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律、平成27年法律第2号が平成27年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、関連する税条例の整備を行う必要があるため専決処分を行ったものであります。

主な改正点は、第1に、軽自動車税の見直しであります。電気自動車等燃費性能のよい四輪車等についてグリーン化特例の規定を設け、平成28年度のみ税率を25%から75%軽減するものです。

また、平成26年度の税制改正により、原動機付自転車等の税率引き上げを予定しておりましたが、1年間延長し、平成28年度分以降に適用することとしたものです。

第2に、ふるさと納税の特別控除の上限を個人住民税所得割10%から20%に引き上げ、平成27年4月1日以後の寄附について適用するものです。具体的には、年収300万円の方は住民税の税額控除が、現行1万2,000円を2万3,000円に、年収800万円の方は、現行6万6,000円を13万1,000円に引き上げ、確定申告不要な給与所得者が寄附を行った場合、寄附を受けた都道府県及び市町村等は申請者の要請により、住所地の市区町村に通知する制度を創設したものであります。

ページをめくっていただきまして、1ページをごらんください。

初めに、税条例の改正内容についてご説明いたしますが、引用規定の整理や字句を変更するものなどの条項につきましては、割愛させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

まず、第1ページの第2条の3号「又は名称」を「（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））（法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称）」に改正したものです。

この内容は、平成25年の番号法により村税の納付書等に国税庁長官が指定した13桁の法人番号を記載する必要がある、整備したものです。

3ページをお願いいたします。

第31条に4項を追加するものですが、下から3行目の「『資本金の額が』とあるのは、『資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が』とする。」を追加するものです。

29ページと30ページを参照していただきたいと思います。

29ページと30ページの別記1の改正後の参照をお願いいたします。

この内容は、村内に法人事業所や別荘等の寮・保養所を有する法人に対して、従業員数や資本金の割合に応じて、法人村民税の均等割を課税しておりますが、例えば資本金1,000万円以下で従業員数50人以下の場合、年額5万円、次の30ページにありますように、資本金1,000万円を超え1億円以下で従業員数が50人以下の場合、年額が13万円というふうに、資本金と従業員数が基準となっております。

最近では、会社の余剰金で自社株式を取得し、資本金を減少させることにより1株当たりの利益率、ROEの率をアップするといった効率的な会社運営の手法が多くなり、法人税が減少する場合があります。

このため、従来の資本金に資本準備金を追加し、法人村民税均

等割の税収が減少しない措置を講じたものです。

6 ページにお戻りください。

6 ページの第 5 1 条の第 2 項、村民税の減免、「納期限前 7 日」を「納期限」に改めるものです。

村民税のうち、法人村民税の減免申請期間を納期限まで 1 週間長くしたものです。

この内容は、収益事業を行っていない寄附金等で運営している N P O 法人は、法人村民税の均等割を免除する規定があり、その減免期間を延長したものです。

9 ページをごらんください。

9 ページ、7 1 条の第 2 項、固定資産税の減免、続きまして、1 1 ページ、8 9 条第 2 項、軽自動車税の減免、いずれも減免申請期間を納期限まで 1 週間長くしたものです。

また、「氏名又は名称」のあとに、いわゆる番号法による「個人番号又は法人番号」の条項を追加したものです。

1 6 ページをお願いいたします。

1 6 ページ、第 9 条、個人の村民税の寄附金控除額に係る申告の特例等、いわゆるふるさと納税の関係で第 1 項から第 4 項を追加したものです。

1 7 ページの第 1 項の中ほどに「地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第 8 項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。」

1 8 ページの第 3 項、「申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の 1 月 3 1 日までに、法附則第 7 条第 1 0 項の規定により申告書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならな

い。」を追加したものです。

この内容は、今まで、ふるさと納税した場合、確定申告を必要としておりましたが、給与所得者で本来、確定申告をしない方の場合、寄附した本人にかわって、寄附金を受領した市町村長等は、寄附した方の住所地に申告特例通知書を翌年の1月31日までに送付しなければならないとしたものです。

なお、本年4月1日以降の寄附した者から適用するものです。

19ページお願いいたします。

第11条、固定資産税の特例に関する用語の意義のところ、
「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に、また、23ページの第13条のところですが、農地に係る「平成24年度から平成26年度まで」を、「平成27年度から平成29年度まで」に適用年度を改めたものです。課税内容は変わってありませんが、適用年度を改正したものです。

同じ23ページの第15条、特別土地保有税の課税の特例まで、同様となっております。

24ページをお願いします。

第16条、軽自動車税の税率の特例、第16条第1項、法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税を軽減するものです。

31ページをごらんください。

31ページの別記2をご参照ください。

本年4月1日から来年の3月31日までに初めて車両の指定を

受けた電気自動車等で平成21年に定めた窒素酸化物の基準の排出を10分の1以内に抑えた三輪以上の軽自動車の税額を4分の1に軽減するものです。例えば、3行目の1万800円は四輪乗用自家用車の1万800円ですが、これを2,700円に減額するものです。

同じく31ページの別記3、国で定めた平成32年度の基準エネルギー消費効率の120%以上で、しかも、平成17年度窒素酸化物の基準の排出を4分の1以内に抑えた三輪以上の軽自動車の税額を2分の1に軽減するものです。1万800円が5,400円と半額となります。

別記4、平成32年度の基準エネルギー消費効率が同等で、しかも、平成17年度窒素酸化物の基準の排出を4分の1以内に抑えた三輪以上の軽自動車の税額を4分の3に軽減するものです。1万800円が8,100円と軽減されます。

なお、これらの軽減措置は平成28年度のみとなっております。

26ページにお戻りください。

16条の2及び第1項、2項につきまして削除するもので、紙巻きたばこ3級品、わかばやエコー、しんせいなど、特例の税率で安くしていたものですが、特例の条文を削除し、平成28年4月1日から施行するものです。

恐れ入りますが、40ページをご参照ください。

40ページ、附則の第5条の第2項で、激変緩和の観点から経過措置として、第1号、平成28年4月1日から平成29年3月31日まで1,000本につき2,925円、第2号、平成29年度分といたしまして1,000本につき3,355円、第3号、平成30年度分としまして1,000本につき4,000円に段階的に引き上げるものです。

この理由としては、世界貿易機関協定等に違反しており、外交

上、是正を求められていたためです。

37ページをお願いいたします。

なお、附則、施行期日として、この条例は、平成27年4月1日から施行しますが、附則第1条第1項、原動機付自転車関係は、公布の日の平成27年3月31日の施行、第2項、所得税法に関係するものは、平成28年1月1日、第3項、外国法人に関係するものは、平成28年4月1日から施行します。

以上で承認第1号の専決処分理由の説明を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎日程第14 承認第2号鳴沢村国民健康保険条例の一部を

改正する条例を定める専決処分につき承認を 求める件

議長（渡邊明雄君） 日程第14、承認第2号鳴沢村国民健康保険条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長（木暮富人君） 承認第2号鳴沢村国民健康保険条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件について、専決処分の理由及び主な改正点についてご説明申し上げます。

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令が平成27年3月11日に公布され、平成27年4月1日から施行されたことに伴い、引用条文の繰り下げの改正を行う必要があり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日付で専決処分を行い、同日公布したものであります。

主な改正点をご説明申し上げます。

議案の5ページをごらんください。

第8条、保健事業、引用条文の「第72条の4」を「第72条の5」に改めます。

これは、平成26年度までの時限的な措置であった保険者支援制度等が恒久化されたことに伴い、国民健康保険法の附則において規定していた関係条文が本則に規定され、鳴沢村国民健康保険条例で引用する条文が繰り下げとなったものです。

なお、改正後の引用条文の第72条の5は、特定健康診査等に要する費用のうち、国・県の負担割合について記載されている部分となります。

以上について、附則として施行日を平成27年4月1日とした

ものです。

以上で、承認第2号の専決処分理由及び主な改正点についての説明を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

◎日程第15 承認第3号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件

議長（渡邊明雄君） 日程第15、承認第3号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。
住民課長（木暮富人君） 承認第3号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件について、専決処分の理由及び主な改正点についてご説明申し上げます。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月4日に公布され、平成27年4月1日から施行されたことに伴い、保険税の賦課限度額の引き上げ等、所要の改正を行う必要があります。特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日付で専決処分を行い、同日公布したものであります。

主な改正点をご説明申し上げます。

議案の5ページをごらんください。

第2条、課税額、第1項については改正がないため省略し、申しわけございませんが、6ページをごらんください。

第2項中「51万円」をそれぞれ「52万円」に、第3項中「16万円」をそれぞれ「17万円」に改めます。

続いて7ページをごらんください。

第4項中「14万円」をそれぞれ「16万円」に改めます。

また、同様に、第23条、国民健康保険税の減額、第1項中の金額についてもそれぞれ同様に改めるものであります。

これは、保険税負担の公平の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の各保険税の賦課限度額を引き上げるものであります。

次に、8ページをごらんください。

第23条第1項第2号中「24万5,000円」を「26万円」に改めます。これは、低所得者に対する保険税の5割軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向を踏

まえた引き上げを行うものです。

同様に、第3号中の「45万円」を「47万円」に、これは2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げるものです。

以上について、附則として施行日を平成27年4月1日とし、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしたものです。

以上で、承認第3号の専決処分の理由及び主な改正点について説明を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

◎日程第16 同意第2号鳴沢村監査委員の選任に同意を求

める件

議長（渡邊明雄君） 日程第16、同意第2号鳴沢村監査委員の選任に同意を求める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 同意第2号鳴沢村監査委員の選任に同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

任期満了に伴う、議会選出監査委員に、鳴沢村1756番地、三浦利雄氏を選任したいと思います。

ご存じのように、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、行政運営に関し、優れた識見を持ち、適任と思いますので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

ご審議の上、同意いただけますようお願い申し上げます。

議長（渡邊明雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、地方自治法第117条の規定により、三浦利雄君の退場を求めます。

（7番 三浦利雄君 退場）

議長（渡邊明雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 討論なしと認めます。

これより同意第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(渡邊明雄君) 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

三浦利雄君、入室願います。

(7番 三浦利雄君 入室)

議長(渡邊明雄君) 三浦利雄君に報告いたします。

本案は原案のとおり同意されました。

議長(渡邊明雄君) ここで、先ほどの休憩中に開催された委員会の委員長より委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されました。お諮りいたします。

この際、委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 委員会の閉会中の継続調査の件

議長(渡邊明雄君) 追加日程第1、委員会の閉会中の継続調査の

件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から、会議規則第71条の規定により、委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長(渡邊明雄君) 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、本臨時会に付議された事件について、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて、平成27年第1回鳴沢村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後4時52分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年5月13日

臨時議会議長

議会議長

署名議員

署名議員